大阪府認定内職あっせん所の

～認定申請相談、受付中～

令和５年６月

（資料）

○大阪府認定内職あっせん所の認定申請相談、受付中

1　大阪府認定内職あっせん事業の概要
2　大阪府の認定を受けるメリット
3　大阪府認定内職あっせん所　分布図
4　大阪府認定内職あっせん所の認定の流れ
5　大阪府認定内職あっせん所認定基準
6　大阪府認定内職あっせん所認定手続きにおける運用について

社会福祉法人大阪府家内労働センター

大阪府認定内職あっせん事業の概要

（事業の目的）

◎大阪府では、勤労意欲を持ちながら家庭を離れて仕事をすることが困難な障がい者、生活保護の要保護者、母子家庭の方々などに対して内職資材を提供し、これに付随して技術の指導及び資材の集配を行い、かつ一定の要件（注１）を満たす府内の民間内職あっせん所を認定し育成することにより、これらの人々の労働条件の向上と生活の安定を図っております。

◎社会福祉法人大阪府家内労働センター（以下、「センター」という。）では、大阪府認定内職あっせん所の運営指導はじめ内職あっせん所の共同受注事業などを行っております。

また、センターは、大阪府認定内職あっせん所の申請窓口となっており、認定に関する相談や事前審査･現地調査・指導（注２）も実施しています。

なお、大阪府で認定されれば、当センターの会員（会費無料）になっていただきます。

（事業関連図）

注１）認定基準は、別紙「大阪府認定内職あっせん所認定基準」参照

注２）国（家内労働法）や大阪府の諸規程（大阪府認定内職あっせん所規程）などに基づき指導をしています。

大阪府の認定を受けるメリット

※　内職の集配用自動車の自動車税課税が免除されることもあります。

毎年、３月中旬に、大阪府認定内職あっせん所の認定申請を行い、４月１日付で認定を受けられた場合に免除（但し、内職あっせん所の名義の車に限ります。）が受けられます。

・原則として、自動車税免除は１事業所につき１台です。
但し、内職資材を提供（集配）されている障がい者数が６人以上９名以下の場合は１台、１０名以上の場合は２台の追加が認められています。（令和４年度現在）

○　認定を受けられた内職あっせん所さんの声

・大阪府の認定を受け、表示することにより資材発注企業から信用が得られ、取引が増えた。
・内職者、在宅ワーカーから信頼され、求人の募集がし易くなった。
また、優秀な人材が定着してくれている。など

センター会員のメリット

※　大阪府の認定を受けられた方は、センターの会員（会費無料）に入会

○　共同受注事業により、企業から問い合わせのあった仕事を会員に紹介

会員相互間でも仕事の紹介実施

○　大阪労働局（労働基準監督署）に提出する委託状況届を代行します。

委託者（家内労働者に直接仕事を委託する者など）は、毎年４月１日現在の委託状況を４月 30 日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。（家内労働法第２６条）

会員の委託状況届は、センターが会員に委託状況をお聞きし、代行して届出いたします。

○　「家内労働法」遵守の巡回訪問指導の同行など

大阪労働局では、委託者に対して、随時、家内労働法に基づいて巡回訪問指導されております。

会員さんへの巡回訪問指導については、当センターからも出来る限り同行し、連携して対応させていただきます。

また、厚生労働省から毎年発行されている「家内労働のしおり」（「家内労働法」のあらましなど記載）を大阪労働局から頂き、情報提供いたします。

○　センターのＨＰ（ホームページ）に会員さんを紹介します。

また、希望に応じて会員さんのＨＰとリンクさせていただきます。

企業様からのお仕事依頼をお待ちしております。

【 内職あっせん所一覧 】

ご質問、ご連絡の際は大阪府家内労働センターまでお願いします。

あっせん所名	事業所所在地	主な取扱種目
ダイワ	豊中市	箱折、検品、包装、梱包、販促用POPセット
鮎川	高槻市	ＤＭ封入、宛名書き、タオル加工、マジックインキ部品加工
ヤチヨサービス	摂津市	箱折、包装、紙製品加工
うらら工芸	大阪市福島区	リボン結び、箱折、封入、検品、アソート加工
真法院	大阪市天王寺区	封入、組立、アソート加工
西成	大阪市西成区	紙折（角底型・舟底型等）、カード立て削り、梱包等
ヒューマンライツ	大阪市西成区	ネジ袋詰、マスク加工、縫製作業等
協和	堺市堺区	紙加工（封筒貼り・ハトメ・紐付他）
ヒルコム	堺市南区	化粧品雑貨、日用品雑貨、電気製品部品、衣類雑貨等の検品・詰合・組立
北余部	堺市美原区	ぬいぐるみ人形、布製袋物加工、服飾部品加工（リボン・腕輪）
コンピラ	和泉市	日用品、シール・ラベル貼り、袋詰め、組立、プラスチック加工
牧善	岸和田市	加工一式、袋詰加工、タオル折
坂商会	岸和田市	レンジフードカバー加工作業、各種バインダー組立
ワークサポート	羽曳野市	小物入れ、箱折、両面テープ貼り

大阪府認定内職あっせん所の認定の流れ

①認定基準の充足　　認定を受けようとする事業所は、認定基準を具備していなければなりません。

⇩

②認定相談＆申請書の提出　（社福）大阪府家内労働センターで申請を受付

⇩

③事前調査、書類審査　　センターが現地調査、書類及び帳簿の事前調査・指導後、大阪府へ申請

⇩

④大阪府の審査・調査

知事が、必要な審査の上、認定の合否を決定します。

その場合、認定の規準に関する事項について、実地調査し、又は関係書類の提出を求めることがあります。

⇩

⑤認定の合否の決定　　認定期間は、当該認定をした年度末(３月３１日)までです。

（注意事項）

大阪府では、「大阪府認定内職あっせん所規程」に基づき、認定の取消しなど行われることがありますのでご注意ください。

１．調査等

大阪府が必要あると認めたときは、内職あっせん事業の実施状況その他必要な事項について調査し、関係書類の提出を求めることがあります。その結果、必要があると認めたときは、指導又は是正の勧告等必要な指導を行うことがあります。

２．認定内職あっせん所の認定の取消し

所長が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消されることがあります

①　内職あっせんの所の認定基準を具備しなくなったとき

②　知事の是正の勧告等必要な指導に従わないとき

③　内職あっせん事業に関し不正な行為をし、又は信用を傷つける行為をしたとき

３．守秘義務

所長及び認定を受けた内職あっせん所の事業に従事する者は、内職あっせん事業において知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。

その内職あっせん事業に従事しなくなった後も、同様です。

大阪府認定内職あっせん所認定基準

大阪府認定内職あっせん所の認定を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です。

（１）大阪府内で内職あっせん事業を継続して６ヵ月以上行っていること。
（２）２０人以上（そのうち障がい者、生活要保護者、母子家庭の母が５人以上）に内職をあっせんしていること。
（３）内職工賃の支払い能力及び技術指導の能力を有していること。
（４）内職あっせん事業を行うに際し、家内労働手帳を内職者に交付していること。
（５）内職あっせん事業を行うに際し、家内労働法第６条に規定する方法で工賃の支払をしていること。最低工賃が定められている業種を実施する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払っていること。
（６）内職あっせん事業を行うに際し、内職資材の集配に必要な設備機器を有していること。家内労働法に規定する安全及び衛生に関する必要な措置を講じていると認められること。
（７）家内労働法第２７条の規定により帳簿を備え付けていること。

【解説】

（４）内職あっせん事業を行うに際し、家内労働手帳を内職者に交付していること。
※家内労働法第３条第１項に定められています。

所長は、内職者に家内労働手帳を交付し、工賃などの委託条件を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

１　最初の委託の原材料等の引渡しのときまでに、
・家内労働者の氏名、・委託者の氏名、・営業所の名称及び所在地、
・工賃の支払い方法その他の委託条件等

２　原材料の受け渡しのつど
・委託業務の内容、・工賃単価、・工賃の支払期日、・納品の期日等

３　物品の受け渡しのつど
・受領年月日、・工賃支払額

家内労働手帳は、法律で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。

（５）内職あっせん事業を行うに際し、家内労働法第６条に規定する方法で工賃の支払をしていること。最低工賃が定められている業種を実施する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払っていること。

（家内労働法第６条　工賃の支払）

１　工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便振替、銀行等の預金口座への振込み、郵便振替口座への振込み又は振替により支払うことができます。

２　工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から１ヵ月以内に支払わなければなりません。
また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から１ヵ月以内に支払わなければなりません。

（家内労働法第８～第１６条　工賃の支払）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

最低工賃が定められている業種を実施する場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

令和４年１０月１日現在、最低工賃が適用される業務は、次のとおりです。

■男子既製洋服製造業

（６）内職あっせん事業を行うに際し、内職資材の集配に必要な設備機器を有していること。家内労働法に規定する安全及び衛生に関する必要な措置を講じていると認められること。

１　内職資材の集配に必要な設備機器とは、集配用の自動車等を言います。

２　所長が内職者に一定の機械器具又は有機溶剤等の一定の原材料を譲り渡したり、提供する場合は、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません。

（家内労働法第１７条）

①　プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。

②　安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。

③　モーター、パフ盤などについては覆いを取り付けること。

④　危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。

⑤　有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取り扱い上の注意事項を書くこと。

（７）家内労働法第２７条の規定により帳簿を備え付けていること。

所長は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

また、帳簿は家内労働法施行規則第 24 条の規定により、最後の記入した日から 3 年間保存しなければなりません。

大阪府認定内職あっせん所認定手続きにおける運用について

○障がい者の確認

大阪府認定内職あっせん所規程第 6 条第 2 号における障がい者の数の算定にあたっては大阪府認定内職あっせん事業実施要綱第 4 条により作業所で内職に従事する障がい者を含むこととしている。

また、障がい者の確認については、同規程に定める大阪府認定内職あっせん所認定申請書「6　内職従事者名簿」において内職従事者の手帳番号をあっせん所長が確認のうえ記入することにより確認することとしており、作業所において従事する障がい者については別紙 1 により一作業所につき 1 名の障がい者の手帳番号を記載することとしている。

しかし各作業所の個人情報取り扱い規定等により手帳番号をあっせん所長に提示することを拒否する作業所があるため、この場合についてはあっせん所長が大阪府認定内職あっせん事業実施要綱第 2 条第 3 号に規定する作業所に内職を発注している旨を別紙 1 により申し立てることで手帳番号に代えることとする。

○「6 内職従事者名簿」に記載する内職従事者

仕事量の変動により内職従事者への発注状況も変動することから、内職従事者名簿に記載する内職従事者は、「認定申請時点から過去 6 ヶ月間（3 月申請であれば 10 月～3 月）に発注実績があり、かつ 4 月以降も発注する見込のある者」とする。

以下のものは除く。

・実績はあるが、引越しなどで 4 月以降発注する見込のない内職従事者

・実績はないが、4 月以降発注する予定の者